

保管依頼書

令和 年 月 日

東松山市長 へ

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、東松山市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失等の被害を受けても、東松山市が一切責任を持たないことに同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

東松山一

住所（所在地）

氏名（名称）

⑩

電話番号

注意

- 1 買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。
- 2 東松山市インターネット公売ガイドライン及び落札後の注意事項をよくお読みください。